

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

長岡市は東京から直線距離で 200 km 圏域にあり、高速道路や新幹線をはじめ道路網・鉄道網が充実し、全国の主要都市とのアクセスも良好である。

また、環日本海諸国への日本海側の玄関口、新潟港及び新潟空港へも至近の距離にある。経済のグローバル化や国際分業体制が進展する中で、今後も高い成長が見込まれる東アジア諸国や、首都圏・甲信等国内産業集積地とのアクセスの観点で、優位な条件を有している。

産業面では、長岡市の特徴の一つである機械工業の集積に加え、農業や伝統産業が盛んなことが挙げられる。長岡市の産業の勃興は、明治 20 年代に始まる石油掘削に端を発する。これとともに、伝統的鋳物産業技術に支えられ発展した石油掘削関連機械器具の製造・修理、工作機械や測定機器の開発により、現在の機械金属関連製造業の集積に至る端緒が形成された。

また、日本有数の米どころとして農業も盛んであり、清酒、米菓等の菓子をはじめとした飲料・食品加工分野の企業集積がみられる。生活関連産業としては、被災体験を活かした紙製の防災・救災用品の開発を進める等、新たな消費者ニーズに応える一方で、伝統・地場産業においては、打刃物、織物、仏壇等の伝統的な産地である。

さらに、長岡市には、4 大学 1 高専や県工業技術総合研究所等の研究機関が立地しており、これらの知見を活かし産学連携による新たな技術・製品の開発や企業の I o T の利活用促進等に取り組んでいる。

また、長岡市は、国内最大級の南長岡・片貝ガス田からの天然ガス、信濃川の豊富な水量を活かした水力発電等、日本有数のエネルギー供給基地という側面も有する。

人口の推移については、平成 7 年までは、人口増加が続いていたが、この年の 29.3 万人をピークに、平成 8 年以降は社会減が、平成 15 年以降は自然減がそれぞれ顕著化し、その後は人口減少が続いている。現在は、人口 255,261 人（令和 7 年 1 月 1 日現在）で新潟県人口の 12% を占めている。

就業者数は、128,543 人（令和 2 年国勢調査）であり、製造業が 27,370 人（21.3%）、卸売業・小売業が 21,166 人（16.5%）、建設業が 11,290 人（8.8%）と、様々な業種が存在している。

市内の設備投資の状況について、長岡市では、四半期ごとの景気動向の調査を行っており、令和 6 年 7 月～9 月期の調査を 400 事業所（製造業、卸売業、小売業、サービス業、建設業）を対象に令和 6 年 9 月～10 月に行った。（有効回収率 59.5%）

その中で設備投資の動向について尋ねたところ、「実施しなかった」が 70.9%を

占め、設備投資に慎重な事業所が多いことが伺えた。

また、これまで当市で認定を行った市内事業者の「先端設備等導入計画」では、設備投資の目的を「既存機械・設備の入れ替えのため」や、「生産能力増大のため」としている事業者が多く見受けられた。

以上から、市内企業が所有している設備は老朽化が進んでおり、生産性向上の支障となっているが、投資に対して慎重な姿勢であることが伺える。

そこで、本計画により、当市の産業の強みである製造業を中心に市内事業者による先端設備等の導入を促進し、労働生産性を向上することにより、経済効果が市内で好循環する状況を推進していく。

(2) 目標

年 1 1 0 件以上の先端設備等導入計画の認定

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業の強みである製造業を中心に、幅広い業種で労働生産性向上の取組を促し、経済効果が市内で好循環するよう、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業の強みである製造業を中心に、幅広い業種で労働生産性向上の取組を促し、経済効果が市内で好循環するよう、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業の強みである製造業を中心に、幅広い業種で労働生産性向上の取組を促し、経済効果が市内で好循環するよう、本計画の対象業種・事業は、全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間又は 5 年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、対象としない。
- ・ 市税を滞納している者は、対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。